

改正後			改正前		
知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例			知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例		
第一条・第二条 (略)			第一条・第二条 (略)		
別表			別表		
項	事務	市町村	項	事務	市町村
1 ～ 91 (略)	(略)		1 ～ 91 (略)	(略)	
	<p><u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> (平成十四年法律第七十八号。以下この項において「法」という。)、<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令</u> (平成十四年政令第三百六十七号。以下この項において「施行令」という。)及び<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則</u> (平成十四年国土交通省令第百十六号。以下この項において「施行規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの <u>(マンションの再生等の事業に係るものについては、法第二条第一項第六号のマンション建替事業、同項第十八号のマンション敷地売却事業又は同項第二十八号の敷地分割事業に係るものに限る。)</u>。</p> <p>1 法第四条の二第一項及び<u>第百六十三条の五十八第一項</u>の規定による助言及び指導</p> <p>2 法第四条の二第二項及び<u>第百八条第二項</u>の規定による勧告</p>	松伏町		<p><u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> (平成十四年法律第七十八号。以下この項において「法」という。)、<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令</u> (平成十四年政令第三百六十七号。以下この項において「施行令」という。)及び<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則</u> (平成十四年国土交通省令第百十六号。以下この項において「施行規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの。</p> <p>1 法第四条の二第一項及び<u>第百四条第一項</u>の規定による助言及び指導</p> <p>2 法第四条の二第二項及び<u>第百十四条第二項</u>の規定による勧告</p>	松伏町

改正後		改正前	
3	(略)	3	(略)
4	法第四条の二第四項、 <u>第百八条第三項</u> 及び <u>第百六十三条の五十八第三項</u> の規定による公表	4	法第四条の二第四項、 <u>第百四条第三項</u> 及び <u>第百十四条第三項</u> の規定による公表
5～7	(略)	5～7	(略)
8	法第九条第一項、第三十四条第一項、第三十八条第四項、第四十五条第一項、第五十条第一項、第五十一条第三項、第五十四条第一項、第五十七条第一項後段（法第六十六条において準用する場合を含む。）、第九十四条第一項及び第三項、 <u>第百十三条第一項</u> 、第百三十四条第一項、第百三十七条第四項、第百四十一条第一項後段（法第百四十五条において準用する場合を含む。）、第百六十八条第一項、第百八十三条第一項、第百八十六条第四項並びに第百九十条第一項後段（法第百九十七条において準用する場合を含む。）の規定による認可	8	法第九条第一項、第三十四条第一項、第三十八条第四項、第四十五条第一項、第五十条第一項、第五十一条第三項、第五十四条第一項、第五十七条第一項後段（法第六十六条において準用する場合を含む。）、第九十四条第一項及び第三項、 <u>第百二十条第一項</u> 、第百三十四条第一項、第百三十七条第四項、第百四十一条第一項後段（法第百四十五条において準用する場合を含む。）、第百六十八条第一項、第百八十三条第一項、第百八十六条第四項並びに第百九十条第一項後段（法第百九十七条において準用する場合を含む。）の規定による認可
9～14	(略)	9～14	(略)
15	法第二十五条第一項（法第百二十六条第三項及び第百七十五条第三項において準用する場合を含む。） <u>及び第五十一条第六項</u> の規定による届出の受理	15	法第二十五条第一項（法第百二十六条第三項及び第百七十五条第三項において準用する場合を含む。） <u>、第五十一条第六項及び第百十二条</u> の規定による届出の受理
16	法第二十五条第二項（法第百二十六条第三項及び第百七十五条第三項において準用す	16	法第二十五条第二項（法第百二十六条第三項及び第百七十五条第三項において準用す

改正後		改正前	
	<p>る場合を含む。)、第三十八条第六項、第五十一条第七項、法第五十四条第三項において準用する法第四十九条第一項、法第九十九条第三項、<u>第二百二十条第一項</u>（法第一百三十四条第二項において準用する場合を含む。）、第一百三十七条第五項及び第八十六条第五項の規定による公告</p> <p>17～27 (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>28 法第百四条第一項及び第百六条第一項</u>の規定による認定</p> <p><u>29 法第百八条第一項</u>の規定による報告の徴収</p> <p><u>30～32 (略)</u></p> <p><u>33 法第百六十三条の五十八第二項の規定による指示</u></p> <p>34～43 (略)</p> <p>44 施行規則第百五条第二項、第三項、<u>第五項から第七項まで、第十項及び第十一項</u>の規定による公告の掲示</p>		<p>る場合を含む。)、第三十八条第六項、第五十一条第七項、法第五十四条第三項において準用する法第四十九条第一項、法第九十九条第三項、<u>第二百二十三条第一項</u>（法第一百三十四条第二項において準用する場合を含む。）、第一百三十七条第五項及び第八十六条第五項の規定による公告</p> <p>17～27 (略)</p> <p><u>28 法第百四条第二項の規定による指示</u></p> <p><u>29 法第百九条第一項及び第百十一条第一項</u>の規定による認定</p> <p><u>30 法第百十四条第一項</u>の規定による報告の徴収</p> <p><u>31～33 (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>34～43 (略)</p> <p>44 施行規則第百五条第二項、第三項<u>及び第五項から第九項まで</u>の規定による公告の掲示</p>
93	(略)	93	(略)

改正後				改正前			
～ 117 (略)				～ 117 (略)			